

酒類の表示の取扱要領

第一章 総則

第一 共通事項

1 用語の意義

この取扱要領において次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

用語	意義
法	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）をいう。
令	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行令（昭和28年政令第28号）をいう。
規則	酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律施行規則（昭和28年大蔵省令第11号）をいう。
酒税法	酒税法（昭和28年法律第6号）をいう。
表示義務事項	令第8条の3《表示事項》に規定する表示義務事項をいう。
製造場等	令第8条の3第1項に規定する酒類の製造場及び同条第2項に規定する酒類の引取先又は詰替の場所をいう。
酒類の種類	酒税法に規定する酒類の種類（品目のある種類の酒類については品目。）をいい、規則第11条の8《種類の例外表示》による呼称を含む。
表示証等	酒類の種類の表示若しくはこれ以外の表示義務事項の全部又は一部を表示するための特定の表示証、商標中に酒類の種類を表示する場合のその商標及び容器に酒類の種類を直接印刷する場合のその表示部分の総称をいう。
輸入酒類	保税地域から引き取る酒類をいう。
食品衛生法	食品衛生法（昭和22年法律第233号）をいう。

食品衛生法施行規則 表示基準	食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）をいう。 法第86条の6《酒類の表示の基準》第1項に規定する、大蔵大臣が定める酒類の製法、品質等の表示の基準をいう。
-------------------	---

2 酒類の表示の意義

酒類の表示は、酒税の保全、酒類の取引の円滑な運行及び消費者利益の保護の観点から、適正に行うものとする。

（注）酒類には、表示義務事項及び表示基準に基づく表示のほか、食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、再生資源の利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）等の表示が行われているが、この取扱要領は、法に規定する酒類の表示（表示義務事項及び表示基準）について定めているものであるから留意する。

3 表示を要しない酒類

次に掲げる酒類の容器又は包装には、表示義務事項の表示を要しないことに取り扱う。

- ・(1) 品評会、鑑評会等に出品する酒類
- (2) 酒税法第6条の4《収去酒類等の非課税》の規定により収去される酒類及び同法第53条《当該職員の権限》第2項の規定により採取する見本の酒類
- (3) 消費者（酒場、料理店を含む。）に対して通常そのままの状態で引渡すことを予定していない容器（例えば、タンクローリー）に充てんした酒類

4 見本用の酒類の表示

規則第11条の5《表示方法の届出を要しない見本》に規定する見本用の酒類には「見本」又は「見本用」と明瞭に表示する。

5 製造場等の所在地及び住所の表示

製造場等の所在地並びに令第8条の3《表示事項》第2項及び第5項に規定する住所の表示は、住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づく住居表示による。この場合、住居表示は住居番号まで記載するものとする。

ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）に規定する指定都市及び県庁の所在する市にあっては道府県名を、また、同一都道府県内に同一町村名がないときは郡名を、それぞれ省略することとしても差し支えない。

6 容器の容量の表示

容器の容量は、「 ℓ 」、「ml」又は「リットル」、「ミリリットル」と表示する。

また、粉末酒の重量は、「kg」、「g」又は「キログラム」、「グラム」と表示する。

7 アルコール分の表示

アルコール分は、「度」又は「%」と表示する。

8 表示に用いる文字の種別

表示義務事項を表示するために用いる文字の種別は、次のとおりとする。

(1) 酒類の種類、氏名又は名称、製造場等の所在地、住所及び税率適用区分（数字を除く。）は、「漢字」、「平仮名」又は「片仮名」とし、書体は、原則として「楷書体」又は「ゴシック体」とする。この場合、漢字を使用するときには、常用漢字以外の文字（例えば、「焼酎乙類」、「本味淋」）を使用することとしても差し支えない。

(2) 容器の容量、アルコール分及び(1)の税率適用区分の数字は、原則としてアラビア数字とする。

9 酒類製造場に移入した輸入酒類をそのままの状態で移出する場合の取扱い

表示義務事項の全部が表示されている輸入酒類を酒類製造場に移入し、そのままの状態で移出する場合は、製造業者の氏名又は名称及びその移出する製造場の所在地は、改めて表示しないこととしても差し支えない。

10 アルコール含有医薬品の表示

薬事法（昭和35年法律第145号）の規定により厚生大臣から製造（輸入販売を含む。）の許可を受けたアルコール含有医薬品で酒類に該当するものについては、この取扱要領に定める表示を行わないこととしても差し支えない。

11 誤認されるような表示の指導

酒類の容器又は包装に商品名等を表示する場合には、他の種類の酒類と誤認されるような表示を行わな

いよう指導する。

（注） 酒類以外の物品であって、酒類と誤認される表示が行われたときには、不正競争防止法（平成5年法律第57号）又は不当景品類及び不当表示防止法により対処することになるのであるから留意する。

12 他の法律の規定に基づく表示の啓発

食品衛生法、不当景品類及び不当表示防止法、再生資源の利用の促進に関する法律その他の法律に基づく表示は、それぞれの規定に沿う適正なものとするよう啓発を行う。

第二章 酒類の種類等の表示の取扱い

第一 酒類の容器に対する表示

1 酒類の種類の表示

酒類の種類の表示は、次のとおりとする。

(1) 酒類の種類の表示は、次による。

イ 酒類の種類の表示は、表示証等の中に一体性をもたせて行う。したがって、例えば、合成清酒について、「合成」と「清酒」の文字が遊離した表示は行わないものとする。

ロ 容器の容量が360ml以下の酒類については、王冠又はキャップ（これに類似するものを含む。）に表示することとしても差し支えない。

ハ 清酒のこもかぶり品のように容器に表示証等を貼付又は直接印刷することができない酒類については、例えば、さげ札を用いて表示することとしても差し支えない。

ニ キャップシールに表示する場合には、容器を開栓したときに、当該キャップシールの当該容器に付着した残り部分に酒類の種類の表示が残るよう行うものとする（容器の容量が360ml以下の酒類を除く。）。

ホ ショウチュウをホワイトリカーと表示する場合には、ホワイトリカーの文字の後に、規則第11条の6《表示方法の届出等》第4項に規定する①又は②の記号を一体的に表示する。

ヘ ショウチュウ甲類とショウチュウ乙類とを混和したショウチュウは「ショウチュウ甲類・乙類混和」又は「ホワイトリカー①②混和」と表示す

る。この場合、混和後のしょうちゅうに対する混和した一方の品目のしょうちゅうの割合が純アルコール数量で5%未満となるものについては、混和量の多い方の品目だけの表示としても差し支えない。ただし、しょうちゅう乙類としょうちゅう甲類を混和したものについては、混和量の多少にかかわらず「本格しょうちゅう」の表示は行わないものとする。

ト 商標中の商品名に「酒類の種類」が表示されている場合で、かつ、その商品名が一般消費者に熟知されているものである場合には、その表示をもって「酒類の種類の表示」に代えることとしても差し支えない。

(2) 表示する場所は、次のとおりとする。ただし、容器の形態等に照らして、次により難い場合には、適宜の場所に表示することととしても差し支えない。

イ 瓶詰品については、主たる商標を表示する側の
胴部、肩部又は口頭部

ロ 缶詰品については、主たる商標を表示する側の
胴部又は頭部

ハ 樽詰品については、主たる商標を表示する側の
胴部又は鏡部

(3) 表示する文字の大きさは、次の大きさとする。

イ 「酒類の種類」の文字の大きさは、容器の容量、文字の数に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

容量別	活字の大きさ	文字の数		
		2	3	4以上
3.6ℓ超	42ポイント (初号)	26ポイント (1号)	26ポイント (1号)	26ポイント (1号)
1.8ℓ超3.6ℓ以下	26ポイント (1号)	22ポイント (2号)	16ポイント (3号)	
1ℓ超1.8ℓ以下	22ポイント (2号)	16ポイント (3号)	14ポイント (4号)	
360ml超1ℓ以下	16ポイント (3号)	14ポイント (4号)	10.5ポイント (5号)	
360ml以下	14ポイント (4号)	10.5ポイント (5号)	7.5ポイント (6号)	

ただし、「粉末酒」の文字の大きさは、粉末酒の重量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

重量別	活字の大きさ	ポイント(号)
1kg超	42ポイント(初号)	
500g超 1kg以下	22ポイント(2号)	
100g超 500g以下	16ポイント(3号)	
100g以下	14ポイント(4号)	

ロ 「規則第11条の6《表示方法の届出等》第4項に規定するしょうちゅうの①及び②の記号」については、容器の容量に応じて、次に掲げる活字の大きさ以上とする。

容量別	活字の大きさ	ポイント(号)
3.6ℓ超	26ポイント(1号)	
1.8ℓ超3.6ℓ以下	16ポイント(3号)	
1ℓ超1.8ℓ以下	14ポイント(4号)	
360ml超1ℓ以下	10.5ポイント(5号)	
360ml以下	7.5ポイント(6号)	

ハ 容器の容量が100ml以下の酒類については、適宜の大きさの文字によることとしても差し支えない。

(4) 表示の方法が規則第11条の6《表示方法の届出等》第3項に規定する「明りょうに判読できる」ものであるかどうかの判定は、容器の大きさ、形態、文字の太さ及び表示証等の色調、図形等を総合的にみて、届出を受けた国税庁長官、国税局長(沖縄国税事務所長を含む。以下同じ。)、税務署長又は税関長(沖縄地区税関長を含む。以下同じ。)が行う。

2 酒類の種類の表示方法の届出の手続等
酒類の種類の表示方法の届出の手続等は、次による。

(1) 規則第11条の6《表示方法の届出等》第1項に規定する酒類製造業者又は酒類販売業者(以下「製造

業者等」という。)が直接若しくは間接に構成する団体は、法の規定に基づかない任意の団体であっても差し支えない。

(2) 規則別紙様式第11の5に定める表示方法届出書(以下「届出書」という。)の提出先は、次による。

イ 団体が届出を行う場合

(イ) 1国税局(沖縄国税事務所を含む。以下同じ。)の管轄区域よりも広い区域をその地区とする団体(中央会等)にあっては、国税庁長官

(ロ) (イ)以外の団体で、1税務署の管轄区域よりも広い区域をその地区とする団体(連合会等)にあっては、その団体の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長(団体の主たる事務所の所在地がその団体の地区外にあるときは、その団体の地区を管轄する国税局長)

(ハ) (イ)及び(ロ)以外の団体にあっては、その団体の主たる事務所の所在地を管轄する税務署長(団体の主たる事務所の所在地がその団体の地区外にあるときは、その団体の地区を管轄する税務署長)

ロ 製造業者等が届出を行う場合

(イ) 他の税務署の管轄区域内に同一の種類の酒類の製造場等を有しない製造業者等にあっては、その製造場等又は住所地の所轄税務署長

(ロ) (イ)以外の製造業者等にあっては、その主たる製造場等又はその住所地の所轄税務署長を経由して所轄国税局長

(3) 届出書には、当該届出に係る表示証等の使用を開始する時期を記載させるとともに、当該表示証等及び当該表示証等もって表示する場所を明示した略図を添付させる。

なお、表示証等は色彩区分を明示した図案であっても差し支えない。

(4) 税務署長を経由して国税局長に提出する場合は、経由する税務署分の届出書の写しを提出させるものとする。

3 酒類の種類の表示方法の届出を受けたときの事務処理

酒類の種類の表示方法の届出を受けたときは、次の

とおり事務処理を行う。

(1) 国税局長に転送すべき届出書を受理した税務署長は、速やかに所轄国税局長へ送付する。

(2) 届出を受けた表示方法が、規則第11条の6《表示方法の届出等》各項に掲げる要件(以下、単に「要件」という。)を満たすものであるかどうかは、同条各項及び1、2に定めるところにより審査を行う。

(3) 届出を受けた表示方法が、要件を満たしていないと認められる場合には、届出者に適切な表示を行うよう指導を行う。

(4) 届出の対象となる製造場等が2以上である場合には、関係の国税局長又は税務署長に通知する。

なお、届出の事績は、別紙1「酒類の種類等の表示に関する届出台帳」に整理する。

4 輸入酒類の届出手続等

輸入酒類の届出の手続等は、2及び3に定めるところに準じて行うこととし、その場合の届出書の提出先等については、次による。

(1) 届出書は、輸入酒類を引き取る保税地域の所轄税関長(以下「所轄税関長」という。)に提出する。

(2) 輸入酒類に係る酒類の種類の表示方法について、既に他の税関長に届出済みであることを証する書類を所轄税関長に提示したときは、改めて届出書の提出を要しない。

(3) 所轄税関長は、(2)に掲げる届出済みであることを証する書類として、届出書の副本等に税關の審査印等を押なつして交付する。

5 届出の効力

届出の効力は、届出の対象となった製造場等ごとに、届出をした表示証等の全部(形、大きさ、内容等の一切)に及ぶものとする。

ただし、次の場合は、既に届出をしている表示証等(以下「届出済表示証等」という。)の効力が及ぶものとして取り扱う。

(1) 届出済表示証等の表示義務事項のうち、法又は令の改正により、次の範囲内で記載内容を変更するとき。

イ 表示を要しないこととなった事項につき、その文字を削除又は抹消するとき、及びその削除によ

- り空白となる部分へ他の表示義務事項の文字を若干移動させるとき。
- 表示を要することとなった事項につき、その文字を他の表示義務事項の文字に並べ又は若干移動させて同一の表示方法をもって追加表示するとき。
- (2) 届出済表示証等の酒類の種類の表示以外の表示義務事項につき、その文字及び模様等の一部を削除するとき、若しくは表示証等の全体の構成に影響を及ぼさない範囲で、文字の一部を変更するとき。
- (3) 相続（包括遺贈を含む。以下同じ。）、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等により届出済表示証等に記載されている氏名又は名称若しくは製造場等の所在地を同一の文字の大きさで変更するとき。
- (4) 届出済表示証等の大きさを、原型のまま若干拡大するとき。
- (5) 令第8条の3《表示事項》第5項の規定により、製造場等の所在地を表示する記号の届出をした者が、届出済表示証等に記載された製造場等の所在地に代えて、新たに届け出た記号を印刷するとき。
- (6) 届出済表示証等の中に、製造場等の所在地を表示している場合において、その表示している箇所に「製造場」の文字を冠記し、又は酒類の種類の表示以外の表示義務事項につき、同一の文字以上の大きさの文字でこれらの表示場所を相互に置き換え、又はアルコール分若しくは容器の容量につき、その記載内容を変更するとき。
- 6 酒類の種類の表示以外の表示義務事項の表示
- 次に掲げる酒類の種類の表示以外の表示義務事項は、それぞれに掲げる方法により表示する。
- (1) アルコール分は、酒税法に定める税率適用区分と同じくする1度の範囲内で「〇〇度以上〇〇度未満」と表示する。ただし、次の方法によることとしても差し支えない。
- イ 例えは、アルコール分が15度以上16度未満のものについて、「アルコール分15.0度以上15.9度以下」又は「アルコール分15度」と表示すること。
- ロ 果実酒について、当分の間、「アルコール分〇〇度未満」と表示すること。
- (2) 税率適用区分の表示は、次による。
- イ 発泡酒は、「麦芽使用率〇〇%」又は酒税法第22条《課税標準及び税率》第1項第10号のイの(1)に該当するものについては「麦芽使用率67%以上」、同号イの(2)に該当するものについては「麦芽使用率25%以上67%未満」、同号イの(3)に該当するものについては「麦芽使用率25%未満」と表示する。
- その他の雑酒は、酒税法第22条第1項第10号のハの(1)に該当するものについては「その他の雑酒①」、同号ハの(2)に該当するものについては「その他の雑酒②」と表示する。
- (3) 発泡性を有する旨の表示は、「炭酸ガス含有」、「炭酸ガス入り」、「炭酸ガス混合」の表現を用いる。
- (注) 炭酸ガスを加えた酒類は、発泡性を有する旨の表示義務が課せられているか否かに係わらず、別途、食品衛生法施行規則第5条《表示の基準》第1項の規定に基づき、食品添加物としての表示義務があることに留意する。
- (4) 果実の実等の入った酒類に対する「容器の容量」の表示は、当該果実の実等を除いた正味の内容量をもって表示する。この場合、果実の実等の容量を併せて表示することとしても差し支えない。

第二 酒類の包装に対する表示

1 表示を要する酒類の包装の範囲

表示を要する酒類の包装の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 令第8条の3《表示事項》第3項に規定する「通常当該酒類とともに消費者に引き渡されるもの」とは、酒類とともに消費者に引き渡されることを予想して制作された包装をいい、運送、保管等のためだけに用いられるものは含まれないものとする。
- (2) 規則第11条の7《表示を要する酒類の包装》に規定する「当該酒類の種類と同一の種類の酒類の包装に専用されるもの」とは、酒類の種類又は商品名（商標）が表示されている包装で、その種類の酒類の包装に使用されるものとして制作されたものをいう。

2 酒類の包装に対する表示の取扱い

酒類の包装に対する表示の取扱いは、原則として第一《酒類の容器に対する表示》の1及び6に定めるところに準ずるものとするが、次に掲げる事項については、それぞれに次に掲げるところにより取り扱う。

- (1) 二重以上の包装を施した場合は、その最終の包装(外装)に表示義務事項を表示する。

(注) 最終の包装(外装)以外の包装(内装)については、酒類と別個に製造場等から移出される場合には表示を要するのであるから留意する。

- (2) 2個以上の容器を一括して収容する包装に対する「容器の容量」等の表示は、次による。

イ 容器の容量が同一である場合の容器の容量の表示は、容器の容量と当該容器の個数とを、例えば「容量 720ml詰2本」等と記載する。

ロ 容器の容量が異なる場合の容器の容量の表示は、それぞれの容器の容量と個数とを、例えば「容量 720ml詰1本、容量 500ml詰1本」等と記載する。

ハ 容器の個数については、「ダース」、「半ダース」で表示することとしても差し支えない。

(注) 容器の容量を包装される容器の総容量で表示することのないよう指導する。

ニ 酒類の種類を表示する文字の大きさについては、第一の1の(3)の各表の「容量別」、「重量別」を、それぞれ「総容量別」、「総重量別」に読み替えて準用する。

第三 製造場等の所在地の「記号表示」の取扱い

令第8条の3《表示事項》第5項及び規則第11条の9《記号表示の届出》に規定する製造場等の所在地を記号で表示する場合の取扱いは、次による。

1 住所の取扱い

令第8条の3第5項に規定する「住所」には、定款等で定めるところにより本店業務を行っている場所の所在地を含むことに取り扱う。

2 表示に用いる記号

表示に用いる記号は、他の表示義務事項の表示との混同を避けるとともに、食品衛生法施行規則第5条

《表示義務》第4項の規定に適合するように定めるものとする。

(注) 酒類製造業者が他の酒類製造業者の酒類の製造場又は蔵置場において容器に詰められた酒類を酒税法第28条《未納税移出》の規定に基づき未納税移入した後に更に移出する場合には、食品衛生法上は、当該酒類を容器に詰めた者が製造者として取り扱われ、同法に基づく表示義務が課せられることになるが、この場合の製造場等の所在地等の表示は、次のとおり行うことができるであるから留意する。

(表示例)

- 1 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と同一である場合

「販売元 東京都千代田区霞が関3丁目1番1号

霞が関酒造株式会社A」

A : 食品衛生法施行規則第5条第4項の規定により届け出た記号(当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)

- 2 当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等の所在地が住所と異なる場合

「販売元 東京都千代田区大手町1丁目3番2号

東京酒造株式会社B C」

B : 令第8条の3第5項の規定により届け出た記号(当該酒類を移出する酒類製造業者の製造場等を表す記号)

C : 食品衛生法施行規則第5条第4項の規定により届け出た記号(当該酒類を容器に詰めた者を表す記号)

3 記号の表示方法

記号の表示は、製造業者等の「氏名又は名称」の後に一体的に行うものとする。

(注) 記号は、1製造場等につき1記号を表示するものとし、商品ごとに記号を代えることのないよう留意する。

4 記号表示の届出

記号表示の届出をしようとする者は、令第8条の3《表示事項》第1項から第3項までの規定による表示

をすべき時までに、規則第18条《経由機関等》に規定するところにより申請者の住所地等の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出するものとする。

5 記号を変更しようとする場合の取扱い

届出をした記号を変更しようとする場合は、規則の別紙様式第11の6に規定する記号表示届出書を提出するものとする。

第四 表示義務事項の「省略」又は「異なる表示」の承認の取扱い

1 省略することができる表示義務事項

令第8条の3《表示事項》第6項に規定する表示義務事項を省略することができる表示義務事項は、次のとおりとする。

(1) 法又は令の改正により表示義務事項が追加された場合において、その追加された表示義務事項

(2) 同一種類の酒類の製造場等を2以上有する者が同一の包装を各製造場等で用いる場合において、「製造場等の所在地」

なお、承認を与えるときは、製造業者等の「氏名又は名称」は明瞭に表示させるほか、製造業者等の「住所」を記載させるものとする。

(3) 種類の異なる酒類を3以上一括して収容した包装で、表示義務事項の全部を表示することが技術的に困難な場合又は著しく外観を損なう場合において、「酒類の種類」及び「氏名又は名称」以外の表示義務事項

(4) 種類の同一の酒類のいずれの容量の容器にも使用する目的で制作された包装である場合において、「酒類の種類」、「氏名又は名称」及び「製造場等の所在地」以外の表示義務事項

2 異なる表示を行うことができる表示義務事項

令第8条の3《表示事項》第6項に規定する「異なる表示」を行うことができる表示義務事項は、次のとおりとする。

(1) 法又は令の改正により表示義務事項が削除又は変更された場合において、改正前の表示義務事項

なお、法又は令の改正に関連して特定の酒類について表示義務事項の一部を表示する必要がなくなつたとき及び表示義務事項に異動を生じたときには、

「削除又は変更された場合」に準じて取り扱うものとする。

(2) 相続、合併、経営組織の変更、社名変更、行政区画の変更等によって表示義務事項に異動を生じた場合において、その異動前の表示義務事項

なお、異動前の表示義務事項を削除又は抹消する場合において、異動後の表示義務事項のすべてを表示することが、困難であると認められるときは、表示義務事項の省略の承認を与えることとしても差し支えない。

3 表示事項省略(異なる表示の)承認申請書の提出先規則の別紙様式第11の7に規定する表示事項省略(異なる表示の)承認申請書(以下「承認申請書」という。)の提出先等は、第一《酒類の容器に対する表示》の2に定める表示方法の届出の手続と同様とする。

4 「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間等「省略」又は「異なる表示」の承認を与える期間及び事項は、必要最小限の範囲(例えば、準備が完了するまでの最短期間)にとどめる。ただし、当該申請が法又は令の改正に係るものである場合には、表示証等の在庫状況を勘案して承認期間を定めることとしても差し支えない。

5 法又は令の改正により表示の省略又は異なる表示を行う期間が3か月未満である場合の取扱い

法又は令の改正により表示義務事項の表示の「省略」又は「異なる表示」を行う期間が3か月未満である場合には、承認申請書に準じて「省略」又は「異なる表示」の届出を行わせることにより、承認を与えたことに取り扱う。

6 承認を与える場合の取扱い

承認を与える場合は、別紙2「表示事項省略(異なる表示)の承認について」を申請者に交付(税務署長を経由して申請されたものである場合は当該税務署長経由)するとともに、承認の対象となる製造場等が2以上である場合は、関係の国税局長又は税務署長に通知する。

第三章 表示基準の取扱い

表示基準の取扱いは、別に定めるところによる。